

○珠州市外部からの公益通報等に関する要綱

令和 8 年 5 月 1 日

告示第 8 1 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、公益通報者保護法（平成 1 6 年法律第 1 2 2 号。以下「法」という。）の趣旨に基づき、外部の労働者等からの法に基づく公益通報及びその他の法令違反等に関する通報（以下「公益通報等」という。）を適切に取り扱うため、その対応に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 外部の労働者等 次に掲げる者をいう。

ア 法第 2 条第 3 項の通報対象事実又はその他の法令違反等の事実（以下「通報対象事実等」という。）に関係する事業者（以下「関係事業者」という。）に雇用されている労働者、当該事業者を派遣先とする派遣労働者及び当該事業者と契約関係にある事業者（以下「取引先事業者」という。）の労働者

イ 関係事業者及び取引先事業者

ウ 関係事業者及び取引先事業者の取締役、理事その他の役員

エ アからウまでに規定する者であった者

オ アからエまでに規定する者のほか関係事業者の法令遵守等を確保する上で必要と認められる者

(2) 通報 不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、通報対象事実等が生じ、又はまさに生じようとしていると思料して、その旨を知らせることをいう。

(3) 通報者 通報を行った者をいう。

(4) 所管課 課等のうち、通報対象事実等に関する事務を分掌するものをいう。

(公益通報等受付窓口)

第 3 条 外部の労働者等からの通報を受け付ける窓口として、総務課に公益通報等受付窓口（以下「通報窓口」という。）を置き、総務課長を通報対応業務を総括する責

任者（以下「責任者」という。）とする。

2 責任者は、通報窓口に通報窓口担当職員を置き、総務課に属する職員のうちから指名する。

3 通報窓口は、次に掲げる事務を取り扱う。

- (1) 通報の受付に関すること。
- (2) 通報者との連絡調整に関すること。
- (3) 所管課との連絡調整に関すること。

4 通報窓口において受け付ける通報は、次に掲げる通報対象事実等とする。

- (1) 法第2条第3項に規定する通報対象事実
- (2) 前号に定めるもののほか、その他の法令に違反する行為に関する事実（当該違反行為について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関がある場合に限る。）
- (3) 前2号に定めるもののほか、事業者の法令遵守等の確保及び法令等の適正な執行のために必要と認められる事実
(通報の受付)

第4条 通報窓口は、通報を受け付けたときは、秘密保持及び個人情報の保護に留意しつつ、通報への対応に必要な事項を通報者に確認し、公益通報等受付票（様式第1号）を作成するものとする。ただし、通報者の同意が得られない場合その他確認に支障がある場合は、この限りでない。

2 通報窓口は、通報を受け付けたときは、次に掲げる事項を通報者に説明するものとする。ただし、通報者が望まない場合、匿名による通報であるため通報者への説明が困難である場合その他やむを得ない理由があると市長が認めるときはこの限りでない（次条第3項、第6条第2項及び第7条第2項に規定する通知及び第4項に規定する教示において同じ。）。

- (1) 通報への対応に関与する職員には秘密保持義務があること。
- (2) 個人情報は保護されること。
- (3) 通報を受け付けた後の手続に関すること。

3 通報窓口は、受け付けた通報について市の機関が処分又は勧告等をする権限を有するものであるときは、その通報における通報対象事実等についての調査を所管課に取り次ぐものとする。

4 通報窓口は、受け付けた通報について他の行政機関が処分又は勧告等をする権限を有するものであるときは、通報者に対して当該他の行政機関を遅滞なく教示するものとする。

5 通報窓口を経由せず、所管課に対して直接通報があった場合、当該所管課は、当該通報を通報窓口に取り次ぎ、通報窓口は当該通報を第2項に規定する通報を受け付けたときの対応と同様の対応をとるものとする。

(受付後の手続)

第5条 前条第3項に規定する取次ぎを受けた所管課は、法の趣旨及び関係する法令等の規定を踏まえ、次の各号のいずれかに該当する場合は、正当な理由がある場合を除き、通報に関して調査を実施するものとする。

(1) 次に掲げるいずれかの要件に該当する通報である場合

ア 通報対象事実等が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由があること（次号において「真実相当性の要件」という。）。
イ 通報者が、通報対象事実等が生じ、又はまさに生じようとしていると思料し、かつ、次に掲げる事項を記載した書面を提出すること。

(ア) 通報者の氏名又は名称及び住所又は居所

(イ) 通報対象事実等の内容

(ウ) 通報対象事実等が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する理由

(エ) 通報対象事実等について法令に基づく措置その他適切な措置がとられるべきと思料する理由

(2) 通報対象事実等について真実相当性の要件が直ちに明らかでない場合においても、法第3条第1項第2号の趣旨も踏まえ、個人の生命、身体、財産その他の利益に重大な影響を及ぼす可能性があると思えられる場合

2 所管課は、調査を実施する場合はその旨を、調査を実施しない場合はその旨及びその理由を、通報窓口へ回答するものとする。

3 前項の回答を受けた通報窓口は、公益通報等として調査を実施するときはその旨を、調査を実施しない場合はその旨を、公益通報等調査通知書（様式第2号）により通報者に対し通知するものとする。

(調査の実施)

第6条 所管課は、通報に関する秘密を保持するとともに、個人情報保護するため、通報者が調査の対象となる事業者及びその関係者に特定されないよう十分に留意しつつ、速やかに必要かつ相当と認められる方法で調査を実施するものとする。

2 所管課は、調査結果について速やかに取りまとめ、通報窓口に報告し、通報窓口は、適正な職務の執行及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、公益通報等調査結果通知書（様式第3号）により通報者に対し通知するものとする。

（措置の実施等）

第7条 所管課は、調査の結果、第3条第3項各号に掲げる通報対象事実等があると認めるときは、速やかに法令に基づく措置その他適切な措置をとるとともに、当該措置をとった場合には、その内容を通報窓口に報告しなければならない。

2 前項の報告があった通報窓口は、適正な職務の執行及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、措置内容通知書（様式第4号）により通報者に対し通知するものとする。

（協力義務）

第8条 所管課は、通報対象事実等に関し、他の行政機関が処分又は勧告等をする権限を有する場合においては、当該他の行政機関と連携して調査を行い、適切な措置を講じなければならない。

2 所管課は、他の行政機関から公益通報等に関する協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力をしなければならない。

（利益相反関係の排除）

第9条 通報窓口及び所管課の職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、通報への対応に関与してはならない。

- (1) 法令違反行為等の発覚や調査の結果により実質的に不利益を受ける者
- (2) 通報者又は被通報者と親族関係にある者
- (3) 通報に係る事案に関する公正な調査や措置等の検討又は実施を阻害し得る者

（秘密保持及び個人情報保護の徹底）

第10条 通報への対応に関与した職員（通報への対応に付随する職務等を通じて、通報に関する秘密を知り得た者を含む。以下同じ。）は、通報に関する秘密を漏らし

てはならない。

2 通報への対応に関与した職員は、当該対応において知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

3 通報への対応に関与した職員は、通報に関する秘密保持及び個人情報保護の徹底を図るため、通報への対応の各段階（通報の受付、教示、調査、措置及び通報者への結果の通知の各段階をいう。以下同じ。）及び通報への対応を終了した後において、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 情報を共有する範囲及び共有する情報の範囲を必要最小限に限定すること。

(2) 通報者を特定させる事項については、調査の対象となる事業者及びその関係者に対して開示しないこと（通報への対応を適切に行う上で真に必要な最小限の情報を、次号に規定する同意を取得して開示する場合を除く。）。

(3) 通報者を特定させる事項を、情報共有が許される範囲外に開示する場合には、通報者の書面、電子メール等による明示の同意を取得すること。

(4) 前号に規定する同意を取得する際には、開示する目的及び情報の範囲並びに当該情報を開示することによって生じ得る不利益について、通報者に対して明確に説明すること。

4 所管課における通報への対応に際する秘密保持及び個人情報の保護に関しては、前3項に定めるもののほか、個人情報の保護に関する法令等に従うものとする。

（通報者の保護）

第11条 市は、通報への対応を終了した後においても、通報者からの相談等に適切に対応するとともに、通報者が通報をしたことを理由として、事業者から解雇その他不利益な取扱いを受けていることが明らかになった場合には、消費者庁の公益通報者保護制度相談ダイヤル、各都道府県労働局等を紹介する等の通報者の保護に係る必要な支援を行うように努めるものとする。

（運用状況の公表）

第12条 市は、毎年、前年度の公益通報等の件数及び処理状況を市のホームページにおいて公表するものとする。ただし、当該事項を公表することにより、通報等に関する秘密の保持及び個人情報の保護並びに利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障が生じる場合にあっては、通報等のあった事案ごとに、

その全部又は一部を公表しないことができる。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、公益通報等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

公益通報等受付票

通 報 受 付 日				
通 報 の 方 法	☐ 口頭 ☐ 書面提出 ☐ 郵便 ☐ メール ☐ その他（ ）			
通 報 者 情 報	氏 名		所 属	
	住 所		連絡先	
	被通報者（違反者） と の 関 係	☐ 役員 ☐ 従業員 ☐ アルバイト ☐ 派遣労働者 ☐ 取引先 ☐ 上記であった者 ☐ その他（ ）		
公益通報等の内容				
違 反 者 情 報	氏 名		所 属	
	☐ 役員 ☐ 従業員 ☐ アルバイト ☐ 派遣労働者 ☐ その他（ ）			
通報対象事実等の 内 容				
通報対象事実等の 確 認 方 法 等	方 法			
	日 時			
	場 所			
通報対象事実等の 発 生 状 況	☐ 生じている ☐ 生じようとしている			
通報対象事実等の 証 拠 書 類	☐ 無 ☐ 有（ ） ☐ 提出できる ☐ 提出できない			
対 象 関 係 法 令				
特 記 事 項				

第 号
年 月 日

様

珠洲市長

公益通報等調査通知書

年 月 日付けで通報のあった公益通報等について、珠洲市外部からの公益通報等に関する要綱第 5 条第 3 項の規定により下記のとおり通知します。

記

通 報 受 付 日	
公益通報等の内容	
調 査 の 実 施	☐ 調査する ☐ 調査しない (調査しない理由：)
備 考	

第 号
年 月 日

様

珠洲市長

公益通報等調査結果通知書

年 月 日付けで通報のあった公益通報等の調査結果について、珠洲市外部からの公益通報等に関する要綱第6条第2項の規定により下記のとおり通知します。

記

通 報 受 付 日	
公益通報等の内容	
調 査 所 管 課	
調 査 期 間	
調 査 結 果	
備 考	

第 号
年 月 日

様

珠洲市長

措置内容通知書

年 月 日付けで通報のあった公益通報等について、珠洲市外部からの公益通報等に関する要綱第7条第2項の規定により下記のとおり通知します。

記

通 報 受 付 日	
公益通報等の内容	
措 置 所 管 課	
講じた措置内容	
備 考	